

岐阜県白川村 企業版ふるさと納税*募集



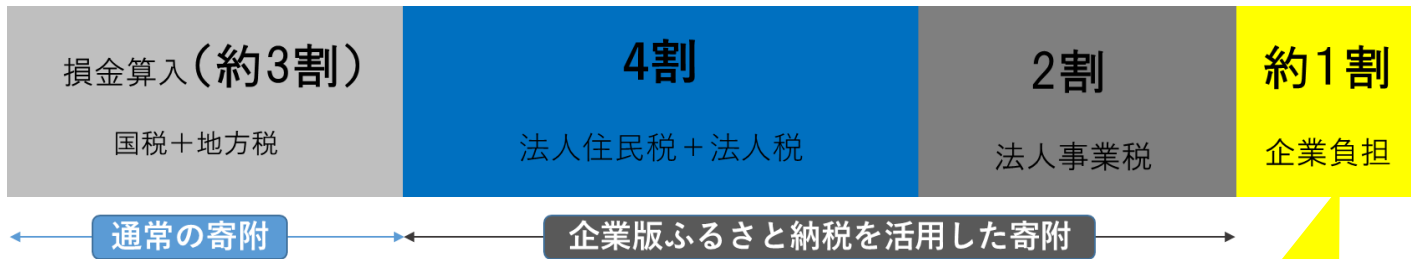
企業版ふるさと納税とは 国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を通じて応援を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

企業のチカラを白川村のチカラに！

白川村人材育成への応援は、
企業のSDGs貢献にもつながります。

・ 制度(税額控除)概要

通常の地方公共団体への寄附に係る損金算入による軽減効果と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減**されます。



税目ごとの特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

軽減効果最大
約9割に!

・ 企業にとってのメリット

社会貢献 ・ 企業としてのPR効果 SDG s の達成など	パートナーシップ の構築 ・ 地方公共団体との新たな 関係の構築	新事業展開 ・ 地域資源などを生かした 新事業の展開
--	---	---

白川村未来を担う人材育成計画

背景・課題: 都市部の学生に比べて通学費用は高額になるため、家庭への経済的な負担も非常に大きい。このような背景から、大学等の高等教育機関への進学や自身の将来のための就学等を諦めるケースが多くあり、本村にとって人材育成における大きな課題となっている。

事業概要: 本村の義務教育期間終了後の若者を対象とした就学等に関する新たな奨学金制度を創設することで高等教育機関等への就学や自身の将来の夢の実現のための就学等を促進し、本村のみならず日本社会全体が抱える課題に向き合い、かつ対応できる人材育成を行う。

子育て世代の経済的な負担の軽減による生産年齢人口の転入超過を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

・寄附の流れ

① 寄附のお申し込み

お申し出は随時、受けしております。その際、寄附申込書をご提出いただくこととなります。必要書類は担当課より郵送させていただきます。

② 寄附金の払込

寄附申込書を確認後、改めて寄附のお支払い手続きについて通知させていただきます。内容をご確認上、お手続きをお願いいたします。

③ 受領証明書の送付

寄附の受領後、本村により「受領証明書」を交付いたします。この「受領証明書」は申告時に添付が必要となりますので大切に保管してください。

④ 税制措置の申請

「受領証明書」により税の申告を行ってください。詳しくは、税理士等にご相談ください。

⑤ 公表

村ホームページ等によりご協力企業を公表させていただきます。

*公表の可否については、①のお手続きの際にご確認させていただきます。

お問い合わせ先：

白川村教育委員会事務局 教育総務係

TEL：05769-5-2180

Email：kyouiku-shougaiyouiku@vill.shirakawa.lg.jp